事業者別に特別勘定を設ける方法（当該対象連結親法人又はその対象連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときは、その経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合において、当該対象連結親法人又はその対象連結子法人ごとに、当該相当する金額が当該連結事業年度の連結所得個別基準額（連結所得の金額のうち、当該対象連結親法人又はその対象連結子法人に帰せられるものとして政令で定めるところにより計算した金額をいい、当該計算した金額が百二十五億円を超える場合には百二十五億円とする。）を超えるときは、その損金の額に算入する金額は、当該連結所得個別基準額を限度とする。

2　前項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三　清算中の連結子法人

四　合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む連結事業年度における当該合併に係る被合併法人である連結法人

3　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が適格合併（連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日が法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日（第九項第二号において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該適格合併に限る。）又は適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この条において同じ。）を行つた場合には、次の各号に掲げる適格合併又は適格分割等の区分に応じ当該各号に定める特別勘定の金額は、当該適格合併又は適格分割等に係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐものとする。

一　適格合併　当該適格合併直前において有する特別勘定の金額（第一項の特別勘定の金額のうち損金の額に算入されたもの（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十六条の十三第一項の特別勘定の金額のうち損金の額に算入されたものを含むものとし、既に益金の額に算入された、又は益金の額に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額とする。）をいう。以下この条において同じ。）

二　適格分割等　当該適格分割等により分割承継法人又は被現物出資法人に第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十六条の十三第一項の特別勘定を含む。以下この号において同じ。）に係る特定株式の全部又は一部を移転した場合における当該適格分割等の直前において有する当該特定株式に係る特別勘定の金額のうちその移転することとなつた特定株式に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該適格分割等により第一項の特別勘定に係る特定株式の全部を移転した場合には、その適格分割等の直前における当該特定株式に係る特別勘定の金額）

4　前項の規定は、同項の連結親法人が適格分割等の日以後二月以内に当該適格分割等により分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐ特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

5　第三項の規定により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が引継ぎを受けた特別勘定の金額は、当該合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が第一項の規定により設けている特別勘定の金額（当該合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人の適格合併又は適格分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、第六十六条の十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）とみなす。

6　第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十六条の十三第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が、他の連結親法人との間に当該他の連結親法人による法人税法第四条の二に規定する完全支配関係を有することとなつた場合（同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額又は個別損益金額を計算する場合における同法第六十一条の十二第一項に規定する他の内国法人に該当する場合に限る。）において、当該完全支配関係を有することとなつた日の前日を含む連結事業年度終了の時に特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

7　第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十六条の十三第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が、自己を株式交換等完全子法人又は株式移転完全子法人とする非適格株式交換等（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等をいう。以下この項において同じ。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

8　第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十六条の十三第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人の各連結事業年度について、当該特別勘定に係る特定株式（第三項の規定により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐこととされた特別勘定の金額に係るものを除く。以下この項において同じ。）を発行した法人と共同して特定事業活動が行われていることにつき産業競争力強化法第四十八条第二号の規定に基づく調査その他の方法により明らかにされた場合として財務省令で定める場合に該当しない場合には、当該特定株式に係る特別勘定の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。

9　第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十六条の十三第一項の特別勘定を含む。第一号において同じ。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（第三項の規定により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に当該特別勘定を引き継ぐこととなつた場合及び当該特別勘定につき前項の規定の適用があつた場合を除く。）に該当することとなつた場合には、特別勘定の金額のうち当該各号に定める金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度（第二号に掲げる場合にあつては、その合併の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　第一項の特別勘定に係る特定株式の全部又は一部を有しないこととなつた場合（次号から第四号までに該当する場合及び当該連結親法人又はその連結子法人を合併法人とする合併により当該特定株式を発行した法人が解散した場合を除く。）　その有しないこととなつた日における当該特定株式に係る特別勘定の金額のうちその有しないこととなつた株式に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（同項の特別勘定に係る特定株式の全部を有しないこととなつた場合には、その有しないこととなつた日における当該特定株式に係る特別勘定の金額）

二　合併（連結子法人が被合併法人となる合併にあつては、その合併の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該合併に限る。）により合併法人に前号に規定する特定株式を移転した場合　その合併の直前における当該特定株式に係る特別勘定の金額

三　第一号に規定する特定株式のうち投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合又は民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約（以下この号において「民法組合契約」という。）による組合の組合財産であるものに係る投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は民法組合契約に基づく当該連結親法人又はその連結子法人の出資の価額がこれらの契約に基づく各組合員の出資の価額を合計した金額のうちに占める割合の変更があつた場合　その変更があつた日における当該特定株式に係る特別勘定の金額

四　第一号に規定する特定株式を発行した法人が解散した場合（当該連結親法人又はその連結子法人を合併法人とする合併により解散した場合を除く。）　その解散の日における当該特定株式に係る特別勘定の金額